

## 固定資産税（償却資産）のお知らせ

### ～太陽光発電設備を設置された方へ～

太陽光パネルを設置して発電量を売電する場合、設置した太陽光パネル等の設備は固定資産税（償却資産）の課税対象となり、申告が必要となる場合があります。

#### 1. 申告対象者について

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	・家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、償却資産として課税対象となる。	・売電するための事業用資産とはならないため、償却資産としては課税対象外となる。
個人（事業用）	・個人の方であっても、事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産として課税対象となる。	
法人	・事業の用に供している資産になるため、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産として課税対象となる。	

#### 2. 申告対象となる償却資産

太陽光発電設備（太陽光パネル※、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等）

※太陽光発電設備の耐用年数は17年になります。

（耐用年数省令別表第2「31.電気事業用設備」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」）

※建材型ソーラーパネルで、屋根材として家屋の評価に含まれたものは除きます。

※取得年月日は事業用に供することができる状態となった時期（売電のための通電を開始した日）となります。

※取得価格は事業者が法人税、又は所得税において税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は含んだ金額となります。

#### 3. 太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）に係る課税標準の特例について

##### ○特例対象資産

###### ◎平成30年4月1日から令和6年3月31日までに取得した場合

経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けていない設備で、かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて設置した自家消費型太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準額の特例が適用されます。

###### ◎令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した場合

再生可能エネルギーの固定資産価格制度の認定を受けていない設備であって、次のいずれかに該当する設備

- 1 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kw未満のペロブスカイト太陽電池を使用した設備
- 2 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得し、以下の（1）～（3）のいずれかの補助金等を受けて取得した50kw以上の設備
  - （1）二酸化炭素排出抑制対策事業費
  - （2）需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費
  - （3）株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資

##### ○特例内容

通電開始の翌年度から3年度分に限り、固定資産税の課税標準となるべき価格を下記のとおり軽減します。

- ・1,000kw未満の設備…2/3
- ・1,000kw以上の設備…3/4

#### 4. 申告について

申告対象者は、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を、2月2日までに申告してください。

##### ○提出書類

- ・償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ・種類別明細書（増加資産・全資産用）

※記入方法は同封の申告の手引や記載例を参考にしてください

また、特例対象の方は、償却資産申告書に下記の書類を添えて提出してください。

##### ○添付書類

- ・固定資産税（償却資産）特例適用申請書（常陸大宮市HPよりダウンロード可能）
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブが発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

#### 5. 問い合わせ先

常陸大宮市役所 市民生活部 税務徴収課 資産税グループ  
TEL 0295-52-1111 (内線235)

